

しょうがいのある人に対する 軽自動車税の減免申請を受け付けます

問 税務課 ☎65-65008

【受付期間】5月7日(月)～31日(木)

4月1日現在、原動機付自転車・軽自動車・二輪の小型特殊自動車等の所有者として登録している次の①または②に該当する人は、軽自動車税の減免を受けることができます。

- ①身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受け、そのしょうがいの程度が減免を受けられる要件に該当する人
- ②しょうがいの程度が減免を受けられる要件に該当する満18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた人または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた人と生計をともにする人

新規に軽自動車税の減免を申請する人

所有者・運転者・使用目的などの要件、必要書類などがありますので、事前に担当課または市ホームページでご確認ください。また適用は1人につき1台のため、普通車で自動車税の減免を受けている場合は、軽自動車税の減免対象にはなりません。

昨年軽自動車税の減免を受けている人

5月8日(火)に継続申請の案内文を送付しますのでご確認ください。

※軽自動車税納税通知書も5月8日(火)に送付しますが、減免の承認通知が届くまでは納付せず、保管してください。

申請先

税務課〈本庁舎1階〉
北部振興局福祉生活課・各支所

市民活動団体支援事業を 追加募集します

問 市民活躍課 ☎65-18722

市民活動団体などが平成30年度に実施する事業に対する補助金の追加募集を行います。

【対象】

事務所または活動拠点が生市にある市民活動団体(NPO法人またはそれに準ずる団体)で、社会貢献活動を行い、募集要項に定める要件を満たす団体

【助成内容】

①事業支援

市民活動団体が自主的に行う活動で、継続性が期待される事業への助成(2/3以内、20万円/1事業)

②協働事業支援

市民活動団体が他の組織と協働して行う事業への助成(2/3以内、30万円/1事業)

※(一)内は補助率、補助限度額

※①・②ともに継続事業は3年まで。継続時審査あり。

※7月1日/平成31年3月31日に実施する事業が対象です。

【選定方法】

書類審査・プレゼンテーション(事業の概要説明やPR)※プレゼンテーションは6月中旬頃に実施予定。

【応募方法】

5月7日(月)～31日(木)に、申請書と必要書類を郵送(必着)または直接担当課まで提出してください。

※募集要項は、担当課、北部振興局・各支所、各まちづくりセンターの案内窓口にあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

問合せ・応募先

〒526-1850 八幡東町632
市民活躍課〈本庁舎3階〉
☎65-18722



運転免許自主返納者を 支援します

問 都市計画課 ☎65-6562

運転免許を自主返納した人に対して、バス・乗合タクシーの回数券を交付します。ぜひお申し込みください。

【支援内容】

バス普通回数券または乗合タクシー回数乗車券(4千円分)の交付

※これまで2千円分の回数券でしたが、4月1日から4千円分に増額しました。

【対象者】

市に住民登録があり、有効期限を残した運転免許の全部を警察署等へ返納した人

【申請期限】

平成31年3月29日(金)
※運転免許を返納した日から6か月以内に本人が申請してください。

【申請に必要なもの】

- 免許返納時に警察署等で交付される運転免許取消通知書の写し、または運転経歴証明書(有料)
- 印鑑

問合せ・申請先

都市計画課〈本庁舎2階〉
☎65-6562



近世城下町ふるさとまつり参加者大募集

甲冑武者や姫などの戦国時代の衣装を身にまとい練り歩く「武将パレード」と、長浜の歴史ある庭をガイドの案内付きで巡り、城下町の歴史を知る「城下町のお庭めぐり」の参加者を募集します。

【とき】6月9日(土)
【ところ】中心市街地一帯
【定員・参加費】

○武将パレード 自前衣装あり(定員なし) 2,000円
一般甲冑貸出(10人) 3,000円
大将甲冑貸出(9人) 5,000円
一般姫衣装貸出(8人) 5,000円
寧々、市衣装貸出(2人) 10,000円

○城下町のお庭めぐり (25人) 1,400円/人
※定員はすべて先着順です。

【申込み】5月25日(金)までに電話で下記までお申し込みください。

問合せ・申込先

観光振興課〈本庁舎2階〉
☎65-6521

第22回滋賀県ミシガン州友好 親善使節団員を募集します

問 滋賀県商工観光労働部観光交流局国際室
☎077-1528-3061

アメリカ合衆国ミシガン州でホームステイや生活体験を行い、現地の人との交流等を通じて友好親善を深めます。

【派遣期間】

9月5日(水)～14日(金) 10日間

【応募資格】

4月1日現在満18歳(高校生を除く)以上の滋賀県在住で、健康かつ協調性があり、団体行動ができる、ホームステイや宿泊などが1人でも可能な人

【募集人数】

40人(応募多数の場合は抽選)

【参加費】

約25万円(予定)
※金額は6月に確定します。県からの補助はありません。

【応募方法】

申込用紙に必要事項を記入し、5月15日(火)までに直接左記までお申し込みください。
※申込用紙は左記担当課または国際文化交流ハウスGEOにあります。

応募先

〒526-1850 八幡東町632
市民活躍課〈本庁舎3階〉
☎65-18711

問合せ

滋賀県商工観光労働部観光交流局国際室
☎077-1528-3061

ほけん だより

長浜市保健センター(健康推進課)

小堀町32番地3(ながはまウェルセンター1階)
☎65-7751(子育て、成人の相談)
☎65-7759(保健予防事業について)
☎65-7779(その他)

保健センター高月分室(北部健康推進センター)

高月町渡岸寺160(高月支所西側)
☎85-6420

毎年5月17日は“世界高血圧デー”『自分の血圧の値を知ろう』

『元気だから血圧は少し高い程度なら大丈夫』と考えていませんか。

高血圧は、脳卒中や心臓病などの生命にかかわる病気をひき起こす最大の原因となっています。さらに、“サイレント・キラー”と呼ばれ自覚症状がないため、治療につながっていない人も多いと言われています。

高血圧治療ガイドラインでは、診察室で測る血圧よりも家庭で測る血圧を優先して高血圧の診断がされます。高血圧に気付くには、普段から自分の血圧の値を知っていることが大事です。市では、健康管理が実践できるよう血圧計、体重計、万歩計の無料貸出しを行っていますので、ぜひご利用ください。希望者には、血圧記録ノートをお渡ししています。いずれも担当課で受け付けます。

	診察室での血圧	家庭での血圧
基準値	140/90mmHg以上	135/85mmHg以上

※家庭血圧は1機会につき2回測定し平均値を記録します。週5～7日間の平均が上記を超える値の場合は、かかりつけ医にご相談ください。明らかに高値な場合は、すぐ医療機関を受診してください。